

契約規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成23年11月 9日

平成25年 6月20日

平成30年 3月 8日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）が締結する契約について必要な事項を定めるものとする。

(契約方法)

第2条 財団の締結する契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。

(一般競争入札)

第3条 財団が契約をする場合は、当該契約に関する公告をし、一定の資格を有する入札参加者を募り、入札による方法で競争を行い（以下「一般競争入札」という。）、最も有利な条件を提示した者との間で契約を締結するものとする。

(制限付一般競争入札)

第4条 財団は、契約の性質又は目的により、一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事務所の所在地又は当該契約に係る工事等の経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行うことができる。

(指名競争入札)

第5条 財団は、次に掲げる場合は、あらかじめ入札参加者が資格者として登録された者の中から当該入札に参加する者を指名により特定し、これらの者による入札の方法で競争を行い（以下「指名競争入札」という。）、最も有利な条件を提示した者との間で契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

2 工事請負契約の指名競争入札については、設計金額に応じて細則で入札手続き等を定めるものとする。

(随意契約)

第6条 財団は、次に掲げる場合は、任意に契約に適する者を選定し契約（以下「随意契約」という。）をすることができる。

- (1) 契約の予定価格が細則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
- (3) 身体、精神及び知的障害者施設で製作された物品を買い入れる契約及びシルバー人材センター（公益財団法人生きがい事業団を含む。）及び母子福祉団体から役務の提供を受け入れる契約
- (4) 緊急の必要性により競争入札に付することができないとき。
- (5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (7) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (8) 落札者が契約を締結しないとき。

(せり売り)

第7条 せり売りによることができる場合は、動産の売り払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

(契約書の作成)

第8条 契約の締結に当たっては、契約書2通を作成し、当事者双方が記名押印の上各1通を保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、少額の契約等で契約書の作成が不要と認められるものについては、見積書、請書その他適当な文書を徴してその作成を省略できるものとする。

(契約の履行確保及び履行確認)

第9条 財団が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

(長期継続契約)

第10条 財務規程(平成25年6月20日制定)第14条の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、翌年度以降にわたる契約をすることができる。

- (1) 電気、ガス、水の供給、若しくは電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産を借りる契約
- (3) 物品借入にかかるリース契約
- (4) 経常的かつ継続的な業務委託契約で、複数年数にわたり役務の提供を受ける必要があるものの。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、細則で定める。

2 前項のほか財団の契約については、平塚市契約規則(昭和39年平塚市規則第32号)及び同規則に関連する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月8日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の財務規程の規定は、施行日以後の会計処理、財務諸表等の作成及び収支予算の処理から適用し、施行日以前の会計処理、財務諸表等の作成及び収支予算の処理については、なお従前の例による。